

# 水質検査成績書

検体	検査種別	基準項目(8項目)			
	検水種別	原水			
	採水場所	最上川表流水			
	採水者	検査機関 (株)丹野 山形市松見町12番3号 TEL023-641-1191)			
	採水日時	令和2年1月7日 11時20分		気温 4.0°C	水温 3.3°C
	天候等	当日天候 曇	前日天候 曇	採水時残留塩素	* * * mg/L
検査項目	検査成績	水質基準	検査項目	検査成績	水質基準
一般細菌	690	1mL中100以下	総トリハロメタン	—	0.1 mg/L以下
大腸菌	検出する	検出されない事	トリクロロ酢酸	—	0.03 mg/L以下
かミウム及び その化合物	—	0.003 mg/L以下	プロモジクロロメタン	—	0.03 mg/L以下
水銀及び その化合物	—	0.0005 mg/L以下	プロモホルム	—	0.09 mg/L以下
セレン及び その化合物	—	0.01 mg/L以下	ホルムアルデヒド	—	0.08 mg/L以下
鉛及び その化合物	—	0.01 mg/L以下	亜鉛及び その化合物	—	1.0 mg/L以下
ヒ素及び その化合物	—	0.01 mg/L以下	アルミニウム及び その化合物	—	0.2 mg/L以下
六価クロム化合物	—	0.05 mg/L以下	鉄及びその化合物	—	0.3 mg/L以下
亜硝酸態窒素	—	0.04 mg/L以下	銅及びその化合物	—	1.0 mg/L以下
シアノ化物イオン 及び塩化シアノ	—	0.01 mg/L以下	ナトリウム及び その化合物	—	200 mg/L以下
硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	—	10 mg/L以下	マンガン及び その化合物	—	0.05 mg/L以下
フッ素及び その化合物	—	0.8 mg/L以下	塩化物イオン	11.5	200 mg/L以下
ホウ素及び その化合物	—	1.0 mg/L以下	カルシウム, マグネシウム等(硬度)	—	300 mg/L以下
四塩化炭素	—	0.002 mg/L以下	蒸発残留物	—	500 mg/L以下
1,4-ジオキサン	—	0.05 mg/L以下	陰イオン界面活性剤	—	0.2 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.04 mg/L以下	ジェオスミン	—	0.00001 mg/L以下
ジクロロメタン	—	0.02 mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	—	0.00001 mg/L以下
テトラクロロエチレン	—	0.01 mg/L以下	非イオン界面活性剤	—	0.02 mg/L以下
トリクロロエチレン	—	0.01 mg/L以下	フェノール類	—	0.005 mg/L以下
ベンゼン	—	0.01 mg/L以下	有機物(TOCの量)	0.9	3 mg/L以下
塩素酸	—	0.6 mg/L以下	pH値	7.2(25°C)	5.8 ~ 8.6
クロロ酢酸	—	0.02 mg/L以下	味	—	異常でないこと
クロロホルム	—	0.06 mg/L以下	臭氣	藻臭	異常でないこと
ジクロロ酢酸	—	0.03 mg/L以下	色度	5.3	5度 以下
ジブロモクロロメタン	—	0.1 mg/L以下	濁度	1.5	2度 以下
臭素酸	—	0.01 mg/L以下	—	—	—
判定	◎ 判定しない				
備考	基準値は平成15年厚生労働省令第101号、検査方法は平成15年厚生労働省告示第261号による。 検査成績欄の濃度単位は基準値の単位と同じ。				

# 水質検査成績書

検体	検査種別	基準項目(9項目)			
	検水種別	浄水			
	採水場所	上水道 中山町役場内蛇口			
	採水者	検査機関 (株)丹野 山形市松見町12番3号 TEL023-641-1191)			
	採水日時	令和2年1月7日 11時00分		気温 3.0°C	水温 5.6°C
	天候等	当日天候 曇	前日天候 曇	採水時残留塩素	0.47 mg/L
検査項目	検査成績	水質基準	検査項目	検査成績	水質基準
一般細菌	0	1mL中100以下	総トリハロメタン	—	0.1 mg/L以下
大腸菌	検出しない	検出されない事	トリクロロ酢酸	—	0.03mg/L以下
かミウム及び その化合物	—	0.003 mg/L以下	プロモジクロロメタン	—	0.03 mg/L以下
水銀及び その化合物	—	0.0005 mg/L以下	プロモホルム	—	0.09 mg/L以下
セレン及び その化合物	—	0.01 mg/L以下	ホルムアルデヒド	—	0.08 mg/L以下
鉛及び その化合物	—	0.01 mg/L以下	亜鉛及び その化合物	—	1.0 mg/L以下
ヒ素及び その化合物	—	0.01 mg/L以下	アルミニウム及び その化合物	—	0.2 mg/L以下
六価クロム化合物	—	0.05 mg/L以下	鉄及びその化合物	—	0.3 mg/L以下
亜硝酸態窒素	—	0.04 mg/L以下	銅及びその化合物	—	1.0 mg/L以下
シアノ化物イオン 及び塩化シアノ	—	0.01 mg/L以下	ナトリウム及び その化合物	—	200 mg/L以下
硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	—	10 mg/L以下	マンガン及び その化合物	—	0.05 mg/L以下
フッ素及び その化合物	—	0.8 mg/L以下	塩化物イオン	13.9	200 mg/L以下
ホウ素及び その化合物	—	1.0 mg/L以下	カルシウム, マグネシウム等(硬度)	—	300 mg/L以下
四塩化炭素	—	0.002 mg/L以下	蒸発残留物	—	500 mg/L以下
1,4-ジオキサン	—	0.05 mg/L以下	陰イオン界面活性剤	—	0.2 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.04 mg/L以下	ジェオスミン	—	0.00001 mg/L以下
ジクロロメタン	—	0.02 mg/L以下	2-メチルイソブチルネオール	—	0.00001 mg/L以下
テトラクロロエチレン	—	0.01 mg/L以下	非イオン界面活性剤	—	0.02 mg/L以下
トリクロロエチレン	—	0.01 mg/L以下	フェノール類	—	0.005 mg/L以下
ベンゼン	—	0.01 mg/L以下	有機物(TOCの量)	0.4	3 mg/L以下
塩素酸	—	0.6 mg/L以下	pH値	7.1 (25°C)	5.8 ~ 8.6
クロロ酢酸	—	0.02 mg/L以下	味	異常なし	異常でないこと
クロロホルム	—	0.06 mg/L以下	臭氣	異常なし	異常でないこと
ジクロロ酢酸	—	0.03 mg/L以下	色度	0.5未満	5度 以下
ジプロモクロロメタン	—	0.1 mg/L以下	濁度	0.1未満	2度 以下
臭素酸	—	0.01 mg/L以下	—	—	—
判定	◎ 検査した項目は水道法の水質基準に適合します。				
備考	基準値は平成15年厚生労働省令第101号、検査方法は平成15年厚生労働省告示第261号による。 検査成績欄の濃度単位は基準値の単位と同じ。				

# 水質検査成績書

検体	検査種別	基準項目(9項目)			
	検水種別	浄水			
	採水場所	上水道 村木沢コミュニティセンター蛇口			
	採水者	検査機関 (株)丹野 山形市松見町12番3号 TEL023-641-1191)			
	採水日時	令和2年1月7日 10時30分		気温 2.0°C	水温 7.2°C
	天候等	当日天候 曇	前日天候 曇	採水時残留塩素	0.49 mg/L
検査項目	検査成績	水質基準	検査項目	検査成績	水質基準
一般細菌	0	1mL中100以下	総トリハロメタン	—	0.1 mg/L以下
大腸菌	検出しない	検出されない事	トリクロロ酢酸	—	0.03mg/L以下
かミウム及び その化合物	—	0.003 mg/L以下	プロモジクロロメタン	—	0.03 mg/L以下
水銀及び その化合物	—	0.0005 mg/L以下	プロモホルム	—	0.09 mg/L以下
セレン及び その化合物	—	0.01 mg/L以下	ホルムアルデヒド	—	0.08 mg/L以下
鉛及び その化合物	—	0.01 mg/L以下	亜鉛及び その化合物	—	1.0 mg/L以下
ヒ素及び その化合物	—	0.01 mg/L以下	アルミニウム及び その化合物	—	0.2 mg/L以下
六価クロム化合物	—	0.05 mg/L以下	鉄及びその化合物	—	0.3 mg/L以下
亜硝酸態窒素	—	0.04 mg/L以下	銅及びその化合物	—	1.0 mg/L以下
シアノ化物イオン 及び塩化シアノ	—	0.01 mg/L以下	ナトリウム及び その化合物	—	200 mg/L以下
硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	—	10 mg/L以下	マンガン及び その化合物	—	0.05 mg/L以下
フッ素及び その化合物	—	0.8 mg/L以下	塩化物イオン	12.2	200 mg/L以下
ホウ素及び その化合物	—	1.0 mg/L以下	カルシウム, マグネシウム等(硬度)	—	300 mg/L以下
四塩化炭素	—	0.002 mg/L以下	蒸発残留物	—	500 mg/L以下
1,4-ジオキサン	—	0.05 mg/L以下	陰イオン界面活性剤	—	0.2 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.04 mg/L以下	ジェオスミン	—	0.00001 mg/L以下
ジクロロメタン	—	0.02 mg/L以下	2-メチルイソブチルネオール	—	0.00001 mg/L以下
テトラクロロエチレン	—	0.01 mg/L以下	非イオン界面活性剤	—	0.02 mg/L以下
トリクロロエチレン	—	0.01 mg/L以下	フェノール類	—	0.005 mg/L以下
ベンゼン	—	0.01 mg/L以下	有機物(TOCの量)	0.3	3 mg/L以下
塩素酸	—	0.6 mg/L以下	pH値	7.0 (25°C)	5.8 ~ 8.6
クロロ酢酸	—	0.02 mg/L以下	味	異常なし	異常でないこと
クロロホルム	—	0.06 mg/L以下	臭氣	異常なし	異常でないこと
ジクロロ酢酸	—	0.03 mg/L以下	色度	0.5未満	5度 以下
ジプロモクロロメタン	—	0.1 mg/L以下	濁度	0.1未満	2度 以下
臭素酸	—	0.01 mg/L以下	—	—	—
判定	◎ 検査した項目は水道法の水質基準に適合します。				
備考	基準値は平成15年厚生労働省令第101号、検査方法は平成15年厚生労働省告示第261号による。 検査成績欄の濃度単位は基準値の単位と同じ。				